

仕 様 書

1. 売払業務名

クリーンセンター資源（金属くず）売り払い（下期）

2. 売却品名等

クリーンセンター東工場内に積み置いた金属くずで、本市が指定したもの。

予定数量：207トン（前年度実績平均）

※この数量は予定数量であり、計量した実数量を保証するものではありません。

3. 引取報告

買受人は、1か月毎の引取りが完了したときは、本市に対して引取り量を明記した次にあげる報告書を提出しなければならない。

（1）引取完了報告書（別紙第1号）

（2）引取量報告書（別紙第2号）

4. 売払代金の納付

契約単価に1ヶ月分の引取合計重量（本市のトラックスケールで計量し、買受人に提出する計量票で、小数点以下第2位《kg換算で10kg単位》の値まで）を乗じて算出した金額（円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を本市が発行する納入通知書兼領収書により納付期限までに一括納付すること。計量値は原則、本市のトラックスケールの計量値を採用するが、買受人のトラックスケールが計量法に基づく検査に合格し、計量証明書を発行できる場合は、本市と協議をして決定できるものとする。

5. 引取場所

住 所：堺市東区石原町1丁102番地

名 称：堺市クリーンセンター東工場

6. 引取期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

7. 引取の時間等

月曜日から金曜日の平日9:00～14:30までとする。

ただし、本市が必要とする場合はこの限りではない。

8. 業務内容

- (1) 買受人の責任において運搬を行い、必要な資機材は買受人において負担するものとする。
- (2) 買受人は、週平均約8トンを目安として定期的に引き取りを行うものとする。なお、本市からの連絡があった場合も引き取りを行うものとする。
- (3) 金属くずの引取に関して、クリーンセンター東工場への入場時及び退場時には必ず、本市のトラックスケールにて本市担当者立会いの下、計量をすること。したがって使用する車両は当工場スケール（トラックスケールの最大計量は30トン、目量10kg、寸法は3.0m×8.0m）にて計量可能な車両を使用すること。
- (4) クリーンセンター東工場内の積込場所及びスケール計量ルート周辺は、他車両の動線と重複し、混雑する場合があるため、本市と十分協議のうえ、安全に留意すること。
- (5) 引取りの際は、荷崩れ、飛散対策を十分にとり、積込場所の清掃等を行うこと。
- (6) 1. 引取り作業を滞りなく行うため、緊急時に備え、予備車両を出動可能な状態に整えておくこと。

2. 引取機材

- ①金属くず・・・脱着式ボディー専用車（4トン車）。ただし、4t車ベース（長さ：約6,200mm程度、幅：約2,130mm程度）で高さ4m以下は可とする。
引取りに使用するコンテナは、4トン車用脱着式ボディー専用コンテナとする。ただしコンテナ容量は、概ね8m³以上、コンテナを当該施設に設置した状態での高さが2.4mまでとし、当該コンテナを2台用意し、常時1台は当該施設に設置し、引取り時に空コンテナを市が指定する場所に置き、入れ替えること。（ただし、同形式のものとする。）

②破砕シュレッダー鉄くず・・・ダンプ車

ダンプクリアランス2,920mmのショベルローダーで積み込める車両とする。

- (7) 引取った金属くずは、買受人の責任により再資源化（再資源化のための有価売却含む）を図ること。
- (8) 入札物に関しては、鉄くず置場にある破砕シュレッダー鉄くずと金属くずの全量を引取ること。ただし、本市の選別不足がある場合は協議し決定をすること。（クリーンセンター内で選別後にでる金属くず以外は除く）
- (9) 契約期間途中で上記予定数量を超えた場合でも期間中は引取りを行い、また、引取量が上記予定数量に満たない場合も買受人はその旨を了承すること。
- (10) 再資源化を行う過程で発生する残渣等は、買受人の責任において適正に処理をすること。
- (11) 産業廃棄物の収集運搬及び産業廃棄物の中間処理の知識と技能を有していること。

- (1 2) 引取時等に東工場内施設等を破損した場合、本市に連絡のうえ、買受人の責任において早急に修復すること。
- (1 3) クリーンセンター敷地内で事故等が発生した場合、本市に報告のうえ、当事者間で協議し解決すること。なお、本業務に使用する車両等については、各種保険に加入しておくものとする。
- (1 4) 買受人は業務の施行につき道路交通法を遵守し、過積載等ないよう十分注意する。また、著しく不適当と認める行為をしてはならない。
- (1 5) この仕様書に定めのない事項については地方自治法、同法施行令、及び堺市契約規則によるほか、必要に応じて本市と買受人で協議して定める。

9. 計量カードについて

堺市廃棄物等搬入出に係るカード事務取扱要領に基づき適正に使用すること。

- (1) 計量カードは、搬出に必要な車両（複数台）について車両毎に1枚を貸与するものとする。
- (2) 計量カードは、ICチップを内蔵しているので高温の場所に置かないこと。また、折れ曲がり等の取り扱いに注意すること。
- (3) 引き取りに使用する以外は、紛失の防止（保管・管理）を徹底すること。
- (4) すべての引き取り完了後、速やかに計量カードを返却すること。
- (5) 計量カードを紛失した場合は、すみやかに本市に連絡し、買受人の負担で計量カードの実費相当額を負担しなければならない。

10. 提出書類

- (1) 買受人は、契約締結後、速やかに業務実施計画書を作成し市に提出すること。なお、業務実施計画書の内容は以下のとおりとする。
 - ① 業務責任者届
 - ② 従業員名簿
 - ③ 連絡体制網
 - ④ 業務実施フロー図
 - ⑤ 運搬車両調書及び運搬車両車検証写し（ただし、電子車検証の場合は、電子車検証及び自動車検査証記録事項の写し）
 - ⑥ その他本市が必要と認める書類
- (2) 買受人のトラックスケールを採用する場合は、計量証明事業登録証の写しを提出すること

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を下請負人等とすることの禁止

- (1) 買受人は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、下請負人（堺市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 35 号）第 7 条第 1 号に規定する者のことをいう。）並びに買受人及び下請負人の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「下請負人等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は買受人に対し、当該下請負人等との契約等の解除を求めることができる。

2. 下請契約等の締結について

買受人は、下請負人等との契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市誓約書に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 買受人は、堺市暴力団排除条例第 8 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは買受人が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 買受人は、下請負人等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第 8 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 買受人及び下請負人等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 買受人は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 買受人は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該下請負人等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、買受人が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、買受人又は下請負人等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、買受人が (1) に定める報告及び届け出又は (2) に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

引取完了報告書

令和 年 月 日

堺市長 殿

所在地

買受人 商号又は名称

代表者名

下記のとおり令和 年 月分の引取りを完了しましたので、報告します。

記

1. 件 名 : クリーンセンター資源 (金属くず) 売り払い (下期)

2. 数 量 : k g

3. 完了日：令和 年 月 日

担当者連絡先	担当者氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	

【注意】 本案件に係る本市からの各連絡を受ける連絡先を記入すること。

引取量報告書

令和 年 月 日

堺市長 殿

所 在 地

買受人 商号又は名称

代 表 者 名

下記のとおり令和 年 月分の引取実績を報告します。

引取品名	クリーンセンター資源（金属くず）売り払い（下期）
------	--------------------------

引取月日	引取量（kg）	最大積載量（kg）	自動車登録番号
月 日	kg	kg	
月 日	kg	kg	
月 日	kg	kg	
月 日	kg	kg	
月 日	kg	kg	
月 日	kg	kg	
月 日	kg	kg	
月 日	kg	kg	
月 日	kg	kg	
月 日	kg	kg	
月 日	kg	kg	
月 日	kg	kg	
月 日	kg	kg	
月 日	kg	kg	
月 日	kg	kg	
月 日	kg	kg	
月 日	kg	kg	
月 日	kg	kg	
合計	kg		

担当者連絡先	担当者氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	

【注意】 本案件に係る本市からの各連絡を受ける連絡先を記入すること。